

任期付自衛官募集要項

令和6年1月16日

航空自衛隊（那覇基地）第9航空団基地業務群業務隊

1 受付期間

令和8年3月31日（火）まで（締切日必着）

※ 志願があった都度、採用試験を実施します。このため、採用者が決定した場合は、上記受付期間内であっても募集を締め切る場合があります。

2 採用予定自衛官の従事予定業務及び応募資格等

従事予定業務	採用人員	応募資格
航空自衛隊 基地業務群 業務隊 調理業務	1名	次の各号の条件をすべて満たす者とする。 1 日本国籍を有する者 2 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項の規定（※）に該当しない者 3 元自衛官で、航空自衛官としての勤務が1年以上の者 4 自衛隊退職時の階級又は現に指定されている予備自衛官の階級が <u>3等空曹又は空士長</u> である者 5 採用時、 <u>満54歳以下</u> の者 (※) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 三 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 3 採用予定日
令和6年2月15日（木）以降
- 4 採用期間
採用日から令和8年10月1日（木）まで
- 5 勤務予定地
航空自衛隊那覇基地（沖縄県那覇市字当間301番地）

6 試験

- (1) 試験期日：志願票到着後、別途連絡致します。
- (2) 試験場：航空自衛隊那覇基地内（細部は応募者に別途通知）
- (3) 試験種目：口述試験及び身体検査

7 応募手続

(1) 志願書類の請求

志願書類は、航空自衛隊第9航空団司令部人事部人事班で取り扱っております。郵送で請求される場合は、宛先を明記した返信用封筒（角形2号、返信用切手貼付120円切手貼付）を同封して航空自衛隊第9航空団司令部人事部人事班まで郵送してください。

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、次の書類を航空自衛隊第9航空団司令部人事部人事班に持参又は郵送してください。

項目	内容	必要数
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください。（写真は脱帽、正面向、上半身のもので縦4cm横3cmのものを用意して下さい。）	2通 （1通は写し）
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼って下さい。	1通
返信用封筒	宛先を明記し、返信用切手（120円）を貼ってください。	1通

注：1 写真は3枚必要となります。本人と分かる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

2 必ず簡易書留（提出日がわかるもの）で郵送をお願いします。

3 提出していただいた志願票等は、返却できませんのでご了承ください。

8 合否の通知

合否は、書面をもって行います。通知時期については、試験時にお知らせします。なお、電話等による個別の問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

9 採用時の身分

航空自衛官（採用時の階級は、航空自衛隊退職時の階級又はそれ以下の階級）

10 採用時の給与等

- (1) 勤務経験などにより決定されます（自衛官俸給表の適用を受けます。）。
- (2) 通勤時の実態に応じて通勤手当が支給されます。
- (3) 勤務の内容に応じて各種手当が支給されます。
- (4) 国家公務員共済組合法が適用されます。

11 勤務時間等

自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令の適用を受けます。

12 その他

- (1) 入隊時に再度身体検査を行いますが、この際、異常がある場合には、不採用となることがありますので、健康管理には十分注意してください。
なお、入隊時には薬物検査を実施します。
- (2) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。
- (3) 受験のための旅費は、各自の負担になります。
- (4) 志願書類の提出後に住所等を変更したときには、速やかに下記連絡先へ連絡してください。
- (5) 個人情報については、目的外使用することはありません。
- (6) その他、不明な点については、下記連絡先へお問合せください。

(必要書類の請求、送付先及び連絡先)

〒901-0144

沖縄県那覇市字当間301

航空自衛隊第9航空団司令部人事部人事班（担当者：田中）

電話番号：098-857-1191（内線：3222）